

- ◆第 3 期群馬県教育振興基本計画 (H 31. 3)
県政の最重要課題の一つである、群馬の未来を担う人づくりを着実に推進するため、教育分野の最上位計画として策定したものです。
- ◆群馬県教員育成指標 (H 29. 12)
教員等が教職生活全体を俯瞰し、その職責、経験及び適性に応じてどのような資質を高めていかなければならないのかを明確にしたものです。
- ◆はばたく群馬の指導プランⅡ (H 31. 3)
- ◆はばたく群馬の指導プラン (H 24. 3)
- ◆はばたく群馬の指導プラン実践の手引き (H 26. 3)
子供たちに身に付けさせたい資質・能力を確実に身に付けるための基本的な指導法を記載した指導資料です。
- ◆平成 30 年度全国学力・学習状況調査結果分析資料 (H 30. 9)
「全国学力・学習状況調査」の結果の分析とそこから明らかになった課題を解決するための授業のポイントをまとめた資料です。
- ◆キャリア教育ガイドブック「ぐんまのキャリア教育」 (H 29. 7)
各校においてキャリア教育推進を図るために、キャリア教育の捉え方や組織のつくり方、指導計画の作成や評価の方法などを示した指導資料です。
- ◆就学前のぐんまの子ども はぐくみプラン (H 31. 3)
本県が目指す幼児期の教育の在り方とそれを推進していくための保育の具体的方策を示した指導資料です。
- ◆不登校対策資料 (H 29. 3)
不登校の「未然防止」「初期対応」及び「組織的支援」に視点を当てた取組の重要性を踏まえ、不登校問題の改善を目指した資料です。
- ◆不登校児童生徒の自立へ向け (H 30. 3)
平成 29 年作成の「不登校対策資料」に不登校対応の充実に関する Q&A を加え、学校現場で活用しやすいように改訂したものです。
- ◆みんなの力で解決 スクールソーシャルワーカーを活用しませんか (H 27. 4)
Q&A や事例を示しながら、スクールソーシャルワーカーの活用の仕方について示した資料です。
- ◆はじめよう！道徳科 (H 30. 3)
道徳の教科化により変わることや変わらないこと、「考え、議論する道徳」を実現するための指導の工夫例を示したものです。
- ◆ふかめよう！道徳科 (H 31. 3)
「はじめよう！道徳科 (H30. 3)」を踏まえ、指定校・指定地域における授業実践等の取組例を示したものです。
- ◆群馬県人権教育充実指針 (H 28. 3)
群馬県の学校教育・社会教育における人権教育充実のための指針を示したものです。
- ◆児童虐待から子どもたちを守るために - 学校・教職員の役割 - (H 31. 2)
児童虐待の早期発見と迅速かつ適切な対応に向けたポイントを示したものです。
- ◆「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえた人権教育の充実 (H 31. 2)
平成 28 年 12 月に施行された本法律の周知を図るために、法律の内容や各学校での取組例を示したものです。
- ◆小学校体育授業モデル実践事例 (H 26. 3～H 31. 3 県総合教育センター Web ページ)
児童が楽しく学習するための体育指導のヒントが見付かる体育授業モデルを活用した授業実践事例です。
- ◆中学校保健体育科授業実践事例 (H 22. 3～H 31. 3 県総合教育センター Web ページ)
保健体育科授業実践上の課題を明らかにし、その解決に向けた方策等を具体化した実践事例です。
- ◆小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針 (H 29. 1)
児童生徒の「健康的な生活習慣の定着」を目指して、学校・家庭・関係機関が一体となった取組を行うための基本方針です。
- ◆子どもの体力向上ガイドブック (H 31. 3)
各学校における体力向上プランの作成や体力向上の取組の実践に当たり、参考となる資料です。
- ◆適正な部活動の運営に関する方針 (H 30. 3)
県内各学校において、生徒、教職員相互にとって望ましい部活動となるよう、部活動の運営に関する方針を策定したものです。
- ◆第 2 期群馬県特別支援教育推進計画 (H 30. 2)
全県的な視点から総合的に特別支援教育を展望し、これからの特別支援教育の推進に係る方向性と具体的な取組について示す基本的な計画として策定したものです。
- ◆発達障害のある子どもへの理解と支援リーフレット (H 28. 4)
下記の発達障害理解促進パッケージの紹介です。
- ◆発達障害理解促進パッケージ Ver.02 (H 30. 3)
平成 26 年度から行っているエリアサポートモデル校の学校支援パッケージについて説明したものです。
- ◆「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の活用 Q&A～幼稚園、小・中学校、高等学校の先生へ～ (H 30. 7)
アンケートから見られた両計画活用上の悩みや課題についての回答をまとめたものです。
- ◆特別支援学級教育課程編成ガイドブック (H 31. 1)
特別支援学級における「特別の教育課程」の基本的な考え方についての解説と具体例、留意事項などを示したものです。

その他の資料等

- ・スクールカウンセラーとの協働に向けて (H 24. 4)
- ・学級経営の充実に向けて (H 22. 12)
- ・魅力ある学級づくりのために (H 23. 3)
- ・いじめ問題対策マニュアル (H 22. 11)
- ・不登校対策マニュアル (H 19. 3)
- ・子どもたちの輝く笑顔のために (H 23. 9)
- ・中学校非行防止プログラム (H 19. 4～H 28. 4)
- ・群馬県小学校非行防止（万引き防止）教室万引き防止プログラムパンフレット (H 23. 3)
- ・平成 30 年度学校支援センター運営状況推進調査結果 (H 30. 9)
- ・小学校における体育授業プログラム (H 19. 3 県小体研 Web ページ)
- ・学校安全の手引き (H 23. 4)
- ・食を楽しみ、健康になろう 食に関する指導の手引き (小学校用 H 17. 3、中学校用 H 18. 3)

平成 31 年度

学校教育の指針

第 3 期群馬県教育振興基本計画（2019 年度～ 2023 年度）

基本目標

たくましく生きる力をはぐくむ
～自らの可能性を高め、互いに認め合い、共に支え合う～

～本指針の活用にあたって～

本指針は、「第 3 期群馬県教育振興基本計画」「群馬県教員育成指標」等に基づき、平成 31 年度の重点項目として取り組んでいただきたい内容について簡潔に示したものです。

市町村教育委員会、各学校・園において、教育計画づくりや日々の教育実践を行う際の指導に御活用ください。

本指針及び関係資料については、以下の群馬県教育委員会各課発行・提供資料に掲載してあります。

群馬県教育委員会 各課発行・提供資料
<http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/>

検 索

群馬県教育委員会

学校経営

新学習指導要領の全面実施を見据えた 教育課程の編成・実施・評価・改善

学校評価

- 学校の重点目標に基づく評価項目の設定及び各教科等の授業や教育課程の状況など、カリキュラム・マネジメントと関連付けた評価の実施

キャリア教育

- 年間指導計画の作成・見直しと、教科・領域間や学年間等の関連を意識した指導の実施

特別支援教育

- 年間指導計画に基づく組織的、計画的、継続的な交流及び共同学習の実施

※交流及び共同学習
障害のある子供と障害のない子供が共に学び、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育む場であり、互いの学びの質を高める場となります。

体力向上

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査等を活用した、運動の楽しさや喜びを味わわせる「体力向上プラン」の立案と組織的な取組

学校保健・食育

- 「学校保健計画」に基づく、学校の教育活動全体を通じた組織的な保健教育の実施・評価・改善
- 栄養教諭・学校栄養職員と連携した、食に関する「学年別年間指導計画」に基づく、意図的・計画的な指導の実施

学校段階等間の接続

- 幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を踏まえた5歳児後半及び入学当初の教育課程の編成とそのため幼小連携の推進

※「就学前のぐんまの子ども はぐくみプラン」を参考にした幼小連携の例
幼児と児童の交流活動、保育参観や授業参観等教職員同士の交流、就学前や入学後の情報交換、教職員の合同研修会の実施

- 英語教育をはじめ、小中学校における各教科等の学びの連続性を意識した教育課程の編成とそのため小中連携の推進

※学校相互間の連携・交流の例
同一校区内の学校による学習指導や生徒指導のための連絡会や合同研修会の実施、学校行事や自然体験活動、ボランティア活動の合同実施

信頼される 学校づくり

働き方の「量」と「質」を考えた 真に必要な教育活動の充実

- ・子どもの命・安全を守る教育活動
- ・子どもに力をつける教育活動
- ・法令等に基づく教育活動

家庭や地域社会との連携・協働

- グランドデザイン等を活用した学校の目標やビジョンの共有
- 各種教育活動における地域の人的・物的資源の積極的活用

※地域の人的・物的資源の活用例
・学校支援センターの機能を生かしたボランティアの活用（ミシン指導、水泳指導、挨拶運動、読み聞かせ等）
・県内の郷土資源や文化財の活用（旧富岡製糸場や上野三碑などを実際に見学し、体験できる学びの場として利用等）
・地域の公共施設の活用（地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽ホール、公民館等）
・尾瀬や芳ヶ平湿地群をはじめとした、身近な地域の自然環境の活用

- 「協力」から「協働」となるよう、学校評議員会及び学校運営協議会の組織及び内容等の工夫、見直し

学校安全・危機管理

- 「学校安全計画」への職員研修の位置付けと実施による、学校全体での危機意識の向上
- 危機的な状況がなるべく起こらないよう対処する活動（リスクマネジメント）と、危機的な状況が発生した場合・発生した後の活動（クライシスマネジメント）に係るマニュアル等の作成と活用

※危機の内容例
食物アレルギーによるアナフィラキシー、集団食中毒、熱中症、運動時の事故、不審者、火事、地震、教職員の不祥事、施設の保守管理、修繕の不備、公金の遺失・横領、個人情報漏洩、教育課程未履修、報道対応、いじめ、ネット上の誹謗中傷、不当要求、クレーム、合理的配慮に対する理解の不足等

校内研修の工夫・充実

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進と自校の喫緊の教育課題解決に向けた校内研修の計画的な実施

※喫緊の教育課題の例
発達障害の理解と対応、食物アレルギー対応、性同一性障害、自殺予防、いじめ、教職員の人権感覚の高揚、SNSに関する問題、服務規律の確保、児童虐待対応、合理的配慮に対する理解等
【参考】いじめ防止対策推進法第18条2項
学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

- メンター研修やミニ研修等、OJT機能を生かした指導体制の工夫

※メンター研修
リーダーを中心に、メンター（対話や助言によってメンティーに気付きを促し、自発的な成長を支援する）とメンティー（メンターに悩みや課題を相談し、助言を受け、指導力向上を図る）が一つのチームとなり、互いの資質・能力を高める人材育成システム

学級経営・生徒指導

全ての児童生徒に対して

生徒指導の3つの機能を生かした日常的な指導・支援

○全ての児童生徒の成長を促すため、日々の授業や行事など、学校生活全体において、次の3点に留意し、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指しましょう。

自己存在感

○児童生徒一人一人のよさや興味・関心を生かした指導の工夫

共感的な人間関係

○児童生徒が互いの考えを交流し、互いのよさを学び合う場の工夫

自己決定

○課題の設定や学び方について自ら選択する場の工夫

集団指導と個別指導の充実

○学級経営においては、集団に支えられて個が育ち、個の成長が集団を発展させるという相互作用を生かした指導・支援に取り組みましょう。

集団を育てる

○互いに自分の考えを自由に伝え、認め合うことができる学級風土をつくるとともに、学級内の人間関係とルールを両方をバランスよく確立しましょう。

相互作用

個を育てる

○相手を受容し共感的に理解しようとする姿勢で、教師が進んで児童生徒とコミュニケーションをとり、信頼関係を築きましょう。

人権教育

○児童虐待の早期発見と迅速かつ適切な対応を心がけましょう。
○挨拶や丁寧な言葉遣いなど、児童生徒の模範となる言動を心がけましょう。

※詳細は「児童虐待から子どもたちを守るために（H31.2月 県教育委員会作成）」を参照。

情報モラル教育

○ネット上に個人情報や自撮り写真等を載せたり、見知らぬ人とやりとりしたりすることが、犯罪の加害者・被害者になる恐れがあることを指導しましょう。
○寝不足、成績低下、友人トラブル等、ネットに依存することが心や身体、学力などに影響することを理解させましょう。

いじめの早期発見

○児童生徒の変容に早期に気付くため、日々の観察に加え、毎月行うアンケートや、生活ノート等の記録などを活用しましょう。
○児童生徒の感じる被害性に着目し、法律に基づくいじめの正確な認知を行いましょ。

※法律の定義では、「力の差」「継続性」「一方的」「意図的」「深刻」等の要素は全く含まれていません。

SOSの出し方教育

○「群馬県SOSの出し方教育プログラム」を活用するなど、SOSの出し方に関する教育を年1回実施しましょう。

※県こころの健康センターと連携して1時間の学級活動でできるプログラムを作成しました。

気になる児童生徒に対して

いじめの対応

○いじめが疑われる言動や行動を把握したときは、法に基づく適切な対応をしましょう。

- ・学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条）
学校は、いじめが起きた場合の対処の手順等をあらかじめ方針に示しておき、教職員間の対応の温度差がないようにします。
- ・いじめ防止等の対策のための組織の設置（法第22条）
教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、一人で抱え込まずに、直ちに全てこの組織に報告相談します。
- ・重大事態の発生と調査（法第28条）
次に掲げるいじめ事案の場合は、迅速に調査に着手します。
(1) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(2) いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とします。）

不登校傾向児童生徒への対応

○欠席が目立ってからの支援ではなく「子供は少しくらいのことでは学校を休まない」ということを前提に、1日～2日の欠席、遅刻や早退についても、適切な支援を心がけましょう。

※詳細は「不登校児童生徒の自立へ向けて（H30.3月 県教育委員会作成）」を参照。

児童生徒のSOSへの対応

○表情やしぐさに少しでも変化や違和感を感じた場合は、本人に声をかけたり、家庭訪問や保護者への電話連絡をしたりしましょう。

特別支援教育

- 「個別の教育支援計画」を作成し、切れ目ない支援が行えるよう活用しましょう。
- 「個別の指導計画」を作成し、学習上または生活上の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行いましょう。

特定の児童生徒に対して

SC=スクールカウンセラー
SSW=スクールソーシャルワーカー

学校内におけるチーム支援

- いじめや不登校等の問題については、本人や保護者の意見を踏まえ、SC・SSW等の専門家を交えてアセスメント（見立て）を行い、本人の心理的な状態や取り巻く環境を見極めながら、多角的・多面的な支援ができるようにしましょう。
- 担任一人で抱え込むことがないように、支援シート等を活用するなどにより、教職員同士で情報を共有しましょう。

※生徒指導部会、教育相談部会、いじめ防止等のための組織等で、具体的な支援等を考えます。

学校外の専門家との連携

- 学校だけでなく、児童相談所、警察、医療機関、市町村の保健福祉部局、適応指導教室、地域の民生委員等と連携して、よりよい解決策を練り上げましょう。
また、そのためのつなぎ役として、SC・SSWを活用しましょう。

保護者との連携

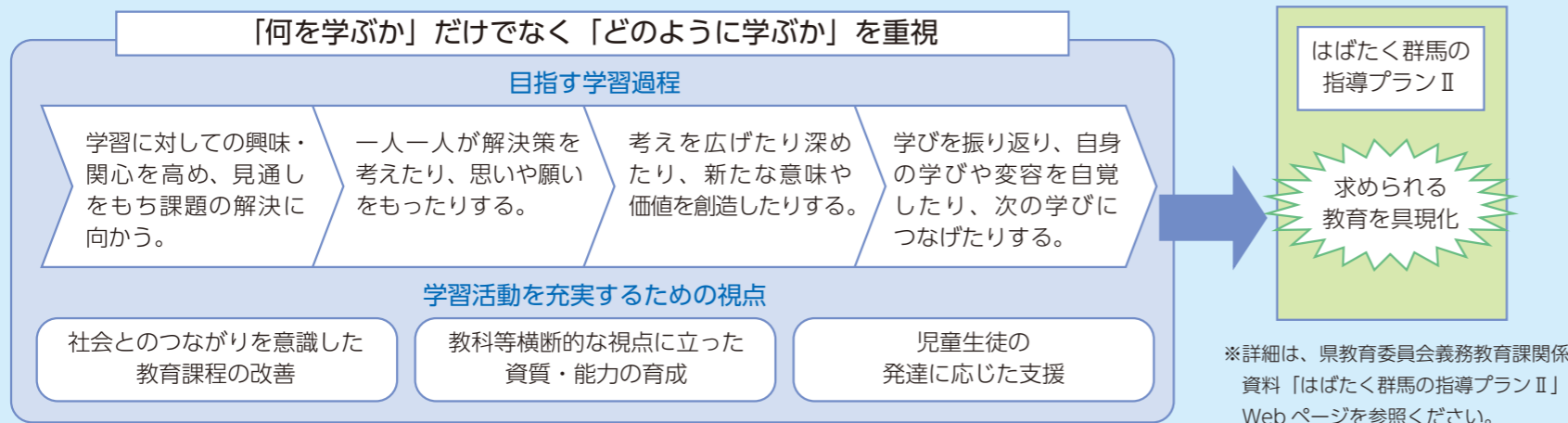
- 困難さを抱える児童生徒の保護者の気持ちに寄り添いながら、学校としての具体的な支援方法を示したり、対応経過をこまめに伝え合ったりして、保護者との信頼関係を構築しましょう。

豊かな人間性の育成

教科経営・学習指導

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

新学習指導要領では…



「めあて」を示し、学習の目的や見通しをもたせたり、「振り返り」を通して、何を学んだか、どのように学んだかを自覚させたり、次の学習への意欲をもたせたりしましょう。

「はばたく群馬の指導プランⅡ」等を参考に授業改善を推進しましょう。

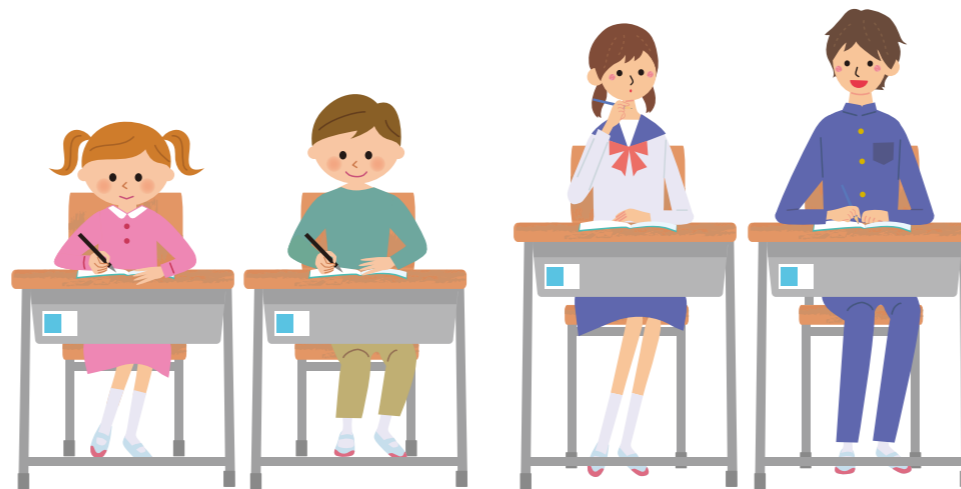
【「はばたく群馬の指導プランⅡ」記載内容】

<共通> 「主体的・対話的で深い学び」にするための授業づくりの基本

<各教科等>

- 1 単元及び題材のつくり方
- 2 単位時間のつくり方（「つかむ」過程、「追究する」過程、「まとめる」過程）
- 3 各教科の学習過程と教科書との関連
- 4 学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導の工夫
- 5 各教科等における情報活用能力の育成
- 6 各教科等における地域の人的又は物的な資源の活用

確かな学力の育成



国語

児童生徒が単元を通して課題解決に取り組めるよう、身に付けさせたい資質・能力の育成に適した必要感のある言語活動を設定しましょう。

社会

児童生徒の疑問や驚きを基に、目指す児童生徒の姿につながる単元の課題を設定しましょう。

算数、数学

既習事項との比較などから見いだした課題について、解決に至る過程や方法、理由、自他の考えのよさなどを実感できるように数学的な表現を用いて説明する活動を設定しましょう。

理科

児童生徒が「自ら問題を見いだす」「見通しをもって観察、実験などを行う」「根拠に基づく結論を導き出す」など、問題解決の過程を主体的に進められる単元や1単位時間の授業をつくりましょう。

生活

学習対象と繰り返し関わることを通して、自らの気付きを振り返ったり、互いの気付きを交流したりする学習活動を設定しましょう。

音楽

音楽を形づくっている要素を手がかりに、イメージや曲想に合う表現方法を様々に試す活動を設定しましょう。

総合的な学習の時間

問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく探究的な学習活動を設定しましょう。

図画工作、美術

多様な表現方法やよさの見られる児童生徒の表現を紹介して参考にさせ、自己決定を促しましょう。

特別活動

よりよく課題を解決するために、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるよう、話し合うべき必要感・切実感のある議題や題材を設定しましょう。

幼児教育

幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を踏まえ、一人一人の発達に必要な体験が得られるような環境の構成や援助をしましょう。

体育、保健体育

<運動領域・体育分野>

運動量を確保した上で、主体的・協働的な学習活動を単元計画に適切に位置付けましょう。

<保健領域・保健分野>

運動領域・体育分野や他教科等との関連をもたせた指導を計画的に行いましょう。

家庭、家庭分野

生活の中から問題を見だし、題材の課題を設定しましょう。

技術分野

各内容の学習のはじめに、社会からの要求、安全性、環境への負荷、経済性等の視点に気付かせる活動を位置付けましょう。

英語

「CAN-DOリスト」に基づき単元を構想し、目的、場面、状況を大切に言語活動を繰り返し設定しましょう。

外国語活動

楽しみながら英語に慣れ親しみ、自分の考えや気持ちを伝え合う活動を設定しましょう。

特別の教科 道徳

交流する場面において、多様な感じ方や考え方を伝え合い、比較するなど、目的に応じた効果的な学習活動を設定しましょう。